

創価大学通信教育部学生の懲戒処分の手続に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、創価大学通信教育部学則（以下「学則」という。）第41条に基づき、懲戒処分を行う場合の手続およびその他必要な事項について定める。

(懲戒の対象とする期間)

第2条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、戒告、停学（有期、無期）および退学とする。

(懲戒の手続)

第4条 学則第41条に該当する行為があったときは、通信教育部長は、事実関係の十分な調査を行うとともに本人の弁明を聴いたうえ、通信教育運営委員会で、速やかに処分の原案を作成し、当該学部教授会に提出する。

(懲戒処分の審議・決定)

第5条 学部教授会は、処分の原案を審議し、学長がその処分を行う。

(学生への通告および保証人への通知)

第6条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。

2 学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知することがある。

(公示)

第7条 懲戒を行った場合、学長は公示を行うことができる。

2 公示する事項は、学部、学科、学籍番号、懲戒の種類、懲戒理由とする。

3 公示は機関誌『学光』に掲載し、学内に掲示および通教学生ポータルサイト上に掲載して行う。

学内の公示期間は2週間とする。

(停学期間と在学期間の関係及び学費)

第8条 停学の期間は、在学期間に算入するものとする。

2 停学中も所定の学費を納めなければならない。

3 学費未納退学になった場合、第1項にかかわらず、当該年度は在学期間に算入しない。

(懲戒処分と学籍異動)

第9条 懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

2 停学中の学生から停学期間を含む休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

3 休学中の学生が停学となった場合、停学開始日は当該休学期間終了後とする。

(不服申立て)

第10条 懲戒を受けた学生は、通告を受けた翌日から1週間以内に、学長に対し、1回に限り文書により不服申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服申立てがあった場合は、審査委員会（以下「委員会」という。）に再調査を付託するものとする。

3 前項の委員会の構成は、そのつど学長が決定する。

(1) 委員長は学長が指名した委員をもって充てる。

(2) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 学長は、委員会からの再調査に関する報告に基づき、不服申立ての内容について判断し、その結果を当該申立者に対し通知する。

(無期停学処分の解除)

第11条 無期停学処分の解除については、当該学部長もしくは通信教育部長が学生本人等と面談の上、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが相当であると認めるときは、当該学部教授会において停学解除の可否を審議し、通信教育運営委員会の議を経て、学長が停学解除を決定する。

2 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することができない。

(退学処分を受けた者の再入学)

第12条 創価大学学則第46条または創価大学通信教育部学則第19条の2に基づき懲戒処分を受け退学した学生が、退学後1年の期間経過後に再入学を願い出て、通信教育部長が適当と認めた場合、通信教育運営委員会、大学教育研究評議会及び当該学部教授会の議を経て、学長が再入学を許可することがある。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、通信教育部庶務課が担当する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日規程第54号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月26日規程第80号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月26日規程第90号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。